

水道水質委託の在り方について (Vol. 1)

— 厚生労働省水道課に検討会を設置 —

20 条水質検査機関の信頼性低下が叫ばれていることで、検討会が設置された。登録検査機関では、検査料金の価格破壊により過当競争を招き、最も避けなければならないデータの質の悪化、さらには需給者の安全性が担保できない事態を招くことになりかねない。そのため、規制改革に伴う登録検査機関制度の導入による制度の不備を整理して新たな制度を構築していくことを目指している。

詳しい内容は、下記の水道産業新聞 3 月 11 日 (木) と 5 月 13 日 (木) に記載されているので、参照してほしい。

◆水道産業新聞 3 月 11 日 (木) 付

2010年(平成22年)3月11日(木曜日) (通三回月・木曜日発行)



水道産業新聞
水道産業新聞社
大阪 1000-0027 大阪府社屋東山町1-4
電話 06(6)812-1867
FAX 06(6)812-1861
東京 100-0061 東京都千代田区北千住1-9-9
電話 03(5)521-0380
FAX 03(5)521-1388

水質検査の実態を調査

20条機関の信頼性低下を問題視

厚労省

厚生労働省水道課が水質検査体制の実態調査を乗り出した。真偽が委託か、委託の内容がどうなっているか。本調査は委託先として業者自らが行うことになっているが、これまでの同課の把握は、大臣認可の事業者のおおまか調査の全または一部を委託しているという。事業者の技術力や財政面を確保すれば、知事認可の事業者や専用企業はほとんどが登録検査機関(20条機関)に委託していることが想定される。調査の前提は、20条機関の信頼性問題が出ていることである。先月号(2月)に述べた厚生労働省水道課長は「信頼性低下を問題視する。調査の前提は、信頼性低下の懸念や、登録制度自体の問題点を指摘する意見が出されている。今回の調査は実際の把握が目的だが、その結果いかんでは、水質検査のあり方が問われる可能性も出てくる」と述べた。

水道部会での指摘受け

調査は事業者と20条機関の双方を対象。事業者は、調査結果を踏まえ、水道局が委託した20条機関に対しては検査体制や委託している場合の委託の受け手、事故時の規定など、20条機関に対しては検査手続の保存期間や委託料の支払方法など、水道局の委託のあり方について、水道局の信頼性問題も指摘されているとみられる。

「一歩進んでいるところがある。平成19年には、香川県水道局が委託した20条機関がデータを偽造する不正行為が発覚。この事例は低価格競争が原因になっている」と指摘する。水道局側は「競争入札の現状は、競争入札の大半は正しく行われている」と述べた。水道局側は「委託料の支払方法など、水道局の信頼性問題も指摘されている」と述べた。

委託先として業者自らが行うことになっているが、これまでの同課の把握は、大臣認可の事業者のおおまか調査の全または一部を委託しているという。事業者の技術力や財政面を確保すれば、知事認可の事業者や専用企業はほとんどが登録検査機関(20条機関)に委託していることが想定される。調査の前提は、20条機関の信頼性問題が出ていることである。先月号(2月)に述べた厚生労働省水道課長は「信頼性低下を問題視する。調査の前提は、信頼性低下の懸念や、登録制度自体の問題点を指摘する意見が出されている。今回の調査は実際の把握が目的だが、その結果いかんでは、水質検査のあり方が問われる可能性も出てくる」と述べた。

委託先として業者自らが行うことになっているが、これまでの同課の把握は、大臣認可の事業者のおおまか調査の全または一部を委託しているという。事業者の技術力や財政面を確保すれば、知事認可の事業者や専用企業はほとんどが登録検査機関(20条機関)に委託していることが想定される。調査の前提は、20条機関の信頼性問題が出ていることである。先月号(2月)に述べた厚生労働省水道課長は「信頼性低下を問題視する。調査の前提は、信頼性低下の懸念や、登録制度自体の問題点を指摘する意見が出されている。今回の調査は実際の把握が目的だが、その結果いかんでは、水質検査のあり方が問われる可能性も出てくる」と述べた。

注目集まる水質検査

厚労省 信頼性確保へ検討会を設置

17日に初会合

水質検査の委託は価格優先でいいのかが、事業者が最低限すべきことは何か。水質検査の信頼性確保に関する取り組みについて検討し、厚生労働省水質課は、有識者らによる検討会を立ち上げる。水道事業者が登録検査機関(20条機関)に水質検査を委託する際の契約仕様や、検査機関が行う検査の標準作業書などが具体的な検討事項になる。登録検査機関への同省の監督・指導のあり方についても議論の対象になるといふ。水質検査の信頼性低下が近年指摘されていることを踏まえてのもので、議論の方向は注目を集めそう。年内に報告をまとめる。初会合は17日に開催される。

登録制度の問題点も

20条機関の信頼性低下 厚生科学審議会生活環境部会が叫んでいることが、水道部会でも委員から、検討会設置の背景にある。不正行為が発覚する事例が一部起こっており、今年9月に開かれた「見直し」が実施されている。水道課は検討会に先立ち、3月に事業体と検査

機関に対してアンケート調査を実施している。結果は取りまとめ中だが、維持管理会社から検査機関に再委託されている事例や、緊急時の水質検査が契約に入っていない事例など、問題と思われる事例があることが分かった。また、価格を委託の判断基準としている事業体が多く、規模の小さい事業体はその傾向が強い結果だったという。

検討会には、水道事業者や検査機関も参加。両者の意向も議論に反映されることとなる。日本水道協会では、検査セイト提案チーム」と称する専門委員会を衛生常設調査委員会のもとに設け、契約の仕様に盛り込むべき

事項の検討や、検査について事業者が確認すべき点を盛り込んだチェックリストの作成を開始。先月28日に初会合を開いている。検査機関が会員である一般社団法人全国給水衛生検査協会も検査機関として対応すべきことを検討。先月19日に委員会を開き、標準業務要領を作成することや優良検査機関を推奨する付付制度の創設などを議論して検討していくことを確認している。

- 【水質検査の信頼性確保に関する取組検討会委員】▽浅見真理(国立保健医療科学院)▽安藤正典(武蔵野大学)▽伊佐治明(名古屋市上下水道局)▽小笠原弘一(全国簡易水道協議会)▽藤原一(桐生市水道局)▽渋谷和美(全国給水衛生検査協会)▽杉本真樹(生検査協会)▽国立医薬品食品衛生研究所▽寺嶋勝彦(大阪水道局)▽西野二郎(本水道協会)▽西村哲治(国立医薬品食品衛生研究所)▽沼尻伸(茨城県企業局)▽松井佳彦(北海道大学)▽山崎和男(全国給水衛生検査協会)▽吉田水(東京都水道局)
- (50音順、敬称略、カッコ内は所属)